

企業等との連携について(令和8年3月末現在)

種類	内容	件数	内訳
包括連携	<p>複数の分野・事業について連携項目を持ち、それらの連携項目に基づく取り組みを市政全般で活用することが可能なもの。</p> <p>ただし、区役所と企業等との連携協定の場合は、複数の分野・事業について連携項目を持ち、それらの連携項目に基づく取り組みを区政全般で活用することが可能なもの。</p>	209件	24区、11局
事業連携	<p>【事業連携協定】特定の分野・事業について連携項目を持ち、その連携項目に基づく取り組みを特定の所属で行うことを基本とするもの。</p> <p>連携の手法として、協定・覚書その他、登録制度などもある。</p>	3,425件	事業連携協定 24区、21局 登録制度 21区、6局 覚書 22区、12局 その他連携 6区、7局

〔その他の連携メニュー〕

■おおさか地域協働パートナー制度

企業の社会貢献・地域貢献と行政の施策展開における公民連携の取組のニーズのマッチングにより、府民・市民サービスの向上及び地域の活性化をめざす制度。

企業の社会貢献及び利便性を高める観点から、府市連携を図り、本市においても平成29年4月から同制度を活用、本市への協力希望に応じて企業登録を行い、本市の施策とのマッチングを行うこととしている。

■市民活動総合ポータルサイトへの登録

[市民活動総合ポータルサイト](#)は、市民活動団体等の情報や、市民活動に役立つ情報(ノウハウ・助成金・講座等)をインターネット上で収集・発信するもの。

企業として団体登録することで、企業の持つノウハウや場所・資金等の資源提供情報や社会貢献活動についても、市民活動団体向けに情報発信している。